令和４年尾張東部衛生組合議会第１回定例会会議録第１号

令和４年３月25日（金曜日）

議事日程第１号

令和４年３月25日（金曜日）午前10時00分開会

日程第１　会期の決定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　議案第１号　令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

日程第４　議案第２号　令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算

出席議員（15名）

１番	石じま　きよし	２番	秋　田　さとし
３番	市　原　誠　二	４番	三　木　雪　実
５番	さかえ　章　演	６番	冨　田　宗　一
７番	伊　藤　真規子	８番	浅　井　寿　美
９番	丸　山　幸　子	10番	ささせ　順　子
11番	三　宅　　聡	12番	松　原　大　介
13番	加　藤　和　男	14番	さとう　ゆ　み
15番	山　下　幹　雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊藤保徳	参与	森　和実
参与	吉田一平	副管理者	青山一郎
監査委員(識見)	鈴木洋子	会計管理者	戸田仁司
瀬戸市 市民生活部長	藤井邦彦	瀬戸市 環境課長	加藤守幸
尾張旭市 市民生活部長	大津公男	尾張旭市 環境課長	木戸雅浩
長久手市 くらし文化部長	浦川　正	長久手市 環境課長	冨田俊晴
事務長	加藤眞二	事務次長	渡辺雅司

事務局出席職員氏名

専門員兼 業務係長	堀田博嗣	議会書記	堀江敏郎
議会書記	功刀義行		

午前10時00分　開会

○議長（山下幹雄）　おはようございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は15名であります。これより令和４年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を開会をいたします。

なお、本日は傍聴人の定数を10名といたしましたので、ご承知おきください。

また、会議の機器の更新がありまして、皆様、取扱い等は今までどおりと承知おきいただきたいのですが、不明の点がありましたら事務局に説明を求めてください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方について、ご確認いたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、１問につきましては再々質疑までとして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

これより日程に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会期の決定について

○議長（山下幹雄）　日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期の定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（山下幹雄）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、７番伊藤真規子議員及び８番浅井寿美議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　議案第１号　令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

○議長（山下幹雄）　次に、日程第３、第１号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

それでは、理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第１号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

今回の補正は、第１条に記載しておりますとおり、歳入歳出の総額にそれぞれ６万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を44億5,982万5,000円とするものでございます。

その内容は、第２項に記載しましたとおり、３ページに掲載した第１表に表示してございます。

それではまず、歳入の明細について説明させていただきますので、８ページ、９ページをお開きください。

上段の１款１項負担金、１目の一般経費負担金は、補正前の額を5,236万2,000円減額し４億9,007万3,000円とするもの、２目の建設経費負担金は、補正前の額を2,073万5,000円減額し６億4,632万7,000円とするもので、いずれも令和２年度からの繰越金の繰入れにより構成市からの負担金を調整するものでございます。

下段の４款１項財産収入、２目の財産運用収入は、補正前の額に６万7,000円増額して53万9,000円とするものでございます。これは、右ページの説明欄にありますとおり、廃棄物処理施設整備基金の運用利息を計上するものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。

５款１項１目の繰越金は、補正前の額に7,309万7,000円増額して9,954万7,000円とするものでございます。

次に、歳出の明細についてご説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の２款１項総務管理費、１目の一般管理費は、補正前の額に114万8,000円増額して5,923万5,000円とするものでございます。これは、説明欄にありますとおり、一般職員の普通退職に伴い、18節負担金補助及び交付金において退職手当負担金を計上するものでございます。

下段の２款２項施設管理費、１目の工場管理費は、補正前の額を114万8,000円減額して７億2,225万7,000円とするものでございます。説明欄にありますとおり、ごみ焼却後に発生する焼却灰と飛灰に含まれる鉛などの重金属の溶出を防止するための薬品、キレート処理剤の使用量が減少する見込みとなったため、10節需用費の消耗品費を減額するものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。

３款１項１目の建設事業費は、補正前の額に６万7,000円増額し34億2,253万5,000円とするものでございます。これは、廃棄物処理施設整備基金の運用利息６万7,000円を積立金に加えるものでございます。

以上が令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでした。これにて質疑はないものとして終了いたしますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄）　それでは、これより討論に入りますが、こちらも期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄）　これより採決に入ります。

令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄）　ありがとうございました。挙手全員であります。よって、第１号議

案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第２号　令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算

○議長（山下幹雄）　次に、日程第４、第２号議案令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第２号議案令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億135万5,000円と定めるものでございます。

その内容は、第２項に記載しましたとおり、２ページ、３ページに掲載した第１表に表示してございます。

前年度の当初予算額と比較いたしますと、５ページ、６ページの合計欄のとおり、27億4,195万3,000円の減額、61.7％減となっております。焼却施設基幹的設備改良工事、いわゆる延命化工事に係る予算計上額が令和３年度末までに本体工事が完了することに伴い大きく減少したことがその要因でございます。

４ページにお戻りください。

第２表は債務負担行為でございます。令和４年度から２か年で行う予定のごみ処理施設整備基本構想策定業務委託に係る令和５年度の限度額を750万円と定めるものでございます。

第３表は地方債でございます。起債の目的は焼却施設基幹的設備改良工事で、限度額は500万円。起債の方法は普通貸借または証券発行で、利率は４％以内を予定しております。

それでは次に、歳入歳出の事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

予算説明書の８ページ、９ページをお開きください。

１款１項１目の一般経費負担金の予算額は７億6,802万1,000円で、前年度に比べ２

億2,558万6,000円の増額でございます。

２目の建設経費負担金は４億6,219万4,000円で、２億486万8,000円の減額でございます。なお、各構成市の負担金内訳は右ページ説明欄記載のとおりでございます。

続いて、２款１項１目の土地使用料は302万2,000円で、前年度に比べて12万5,000円の増額でございます。内訳は、職員等の駐車場使用料と鉄塔敷地などの行政財産使用許可に係る使用料でございます。

２目の施設使用料は４億799万8,000円で、前年度と比べ25万6,000円の増額でございます。内訳は、廃棄物処理施設使用料及び北丘スポーツ公園施設使用料でございます。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。

３款１項１目の財産売払収入につきましては4,115万7,000円で、前年度と比べ501万6,000円の減額でございます。

２目の財産運用収入は47万2,000円で、前年度と同額でございます。

４款１項１目の繰越金は1,000万円、こちらも前年度と同額でございます。

続いて、12ページ、13ページをお開きください。

５款１項１目の預金利子は１万円で前年度と同額、２項１目の雑入は348万1,000円で、前年度よりも233万円の増額でございます。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。

６款１項１目の組合債は500万円で、焼却施設基幹的設備改良工事に係るものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

１款１項１目の議会費は160万1,000円でございます。

右ページをご覧ください。

１節の報酬は73万2,000円でございます。続く７節の報償費から13節の使用料及び賃借料までは、右の説明欄の項番２に議会活動及び一般管理費として合計してございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

２款１項１目の一般管理費は8,926万3,000円で、前年度より4,075万9,000円の増額

でございます。１節の報酬から４節共済費までは、説明欄の項番１に人件費としてまとめてございます。12節の委託料260万7,000円、17節の備品購入費55万円及び18節の負担金補助及び交付金3,610万5,000円についての内訳は、説明欄の項番の３、４及び５のとおりでございます。

続いて、20ページ、21ページをお開きください。

２項１目の工場管理費は８億7,740万5,000円で、前年度より１億6,086万7,000円の増額でございます。

右ページをご覧ください。

１節の報酬から４節の共済費までが人件費となります。説明欄の項番１に記載のとおり、一般職員29人分で２億5,202万3,000円、会計年度任用職員２人分で633万5,000円でございます。10節の需用費は１億104万9,000円でございます。内訳は説明欄の項番４をご参照ください。11節の役務費は179万7,000円でございます。内訳は説明欄の項番５にございます。12節の委託料9,837万4,000円、14節の工事請負費４億2,070万6,000円及び18節の負担金補助及び交付金166万3,000円の内訳につきましては、23ページの説明欄の項番の６、７及び８をご参照ください。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

２目の最終処分費は、焼却灰、不燃性破砕残渣の北丘最終処分場等での処分等に係る支出で２億2,134万6,000円、前年度より2,027万9,000円の増額でございます。

右ページをご覧ください。

10節の需用費は610万円、内訳は説明欄の項番１のとおりでございます。12節の委託料は１億7,487万3,000円で、内訳は説明欄の項番２のとおりでございます。14節工事請負費は3,830万4,000円で、内訳は項番３のとおりでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

３目の最終処分場周辺管理費は北丘スポーツ公園及び周辺の管理に係る支出で3,924万6,000円、前年度より137万6,000円の増額でございます。

28ページ、29ページをお開きください。

３款１項１目の建設事業費は４億3,221万円で、前年度より29億9,025万8,000円の減額となっております。延命化工事に係る計上額が附帯工事に係る計上のみとなったことに伴い、大きく減少したものでございます。

次に、４款１項公債費、１目の元金1,443万6,000円は延命化工事に係る組合債の元

金の返済に係る計上、２目利子2,084万8,000円は一時借入れを想定した場合の利子30万円と組合債の利子2,054万8,000円を計上したものでございます。

30ページをお開きください。

５款１項１目の予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

歳出につきましては以上でございます。

なお、32ページ以降に給与費明細書、継続費調書、債務負担行為調書及び地方債調書を掲載してございますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上が令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、８番浅井寿美議員の発言を許します。

８番浅井寿美議員。

○８番（浅井寿美）　それでは、第２号議案の質疑を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案書の28、29ページ、上段のほうにあります建設事業費の中の１番の委託料、このところがごみ処理施設整備基本構想策定業務というところの予算750万円になっております。先ほどご説明がありました債務負担行為のほうで来年度も同額の予算ということで、２か年で1,500万円の委託料ということになっております。

その基本構想の策定業務について伺ってまいりたいと思います。

まず、１番、ごみ処理施設整備基本構想は何を目的とするのかを伺います。

○議長（山下幹雄）　よろしいですか。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基本構想策定の目的は、当組合の現状と課題の整理、必要となる資料の収集、整理、作成や処理方式などの最新技術の動向調査及び施設整備方針の検討、取りまとめを行うことにより、今後必要となる施設整備に関する基本方針を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（８番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

はい。

○８番（浅井寿美）　今、基本的な部分の取りまとめを行うというところのご答弁だったんですけれども、一般的なコンサルタント業務の中では、基本構想についての部分というと建設用地の選定というものが、どこで入ってくるかっていうのはいろいろあるようなんですけれども、今回はこの建設用地の選定というのは基本構想に入るのでしょうか。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基本構想策定業務の中に適地選定業務を含めております。適地選定業務は、構成市全域を対象として、建設用地に適さないエリアを除いた箇所から３度のスクリーニングにより建設適地の絞り込みを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再々質疑はありますか。

（８番浅井寿美「ありません」の声あり）

ありませんか。では、次の質疑に移ってください。

○８番（浅井寿美）　では、２番です。

新たな施設整備において交付金を受ける場合、循環型社会形成推進地域計画の策定が必要になると思われます。地域計画というのは、一度作ってあるのはございますけれども、新たに地域計画を策定するのか伺います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　地域計画につきましては、昨年10月の全員協議会にてご提示いたしましたごみ処理施設整備事業スケジュールにおいてもお示しさせていただいておりますが、令和５年度に地域計画策定業務を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（８番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　そうしますと、令和５年度に地域計画を策定ということになりますけれども、基本構想と地域計画というのが同時進行でやられていく、最終的には同時に出来上がるといいますか、そういうことになるんでしょうか。

○議長（山下幹雄）　事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基本構想策定業務は令和４年度と５年度の２か年の実施予定で、地域計画は、先ほど答弁いたしましたように、令和５年度に実施予定でございます。したがいまして、議員質問のとおり、令和５年度においては策定期間が重複いたします。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再々質疑はございますか。

（８番浅井寿美「はい、もう一つお願いします」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　そうしますと、地域計画というのは、その中に計画として事業期間ですとか、事業の規模ですとか形式、それと金額、そういったものも記載をするということになってまいりますけれども、地域計画の前にこの基本構想というのがまとまっていないとなかなか地域計画というふうに至らないのかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　先ほどご説明いたしましたとおり、基本構想策定業務は地域計画策定業務より１年先行して作業をしておりますので、構想の内容が確定していないまでも、地域計画において位置づけるべき項目は反映できる範囲で記載してまいります。

なお、地域計画につきましては、策定後も必要に応じて計画の見直しを行っていく

予定でございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

浅井議員、次の項に移ってください。

○８番（浅井寿美）　それでは、３番です。

基本構想の中で、ごみ処理に関する処理システムなど重要な案件について基本的な考え方を整理する必要があると考えますが、組合と構成３市が協議を行う場というのは設定されるのでしょうか。伺います。

○議長（山下幹雄）　事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　構成３市には基本構想策定業務の状況報告を３市清掃担当課長会議などの場を通じて実施してまいりたいと考えており、重要な案件につきましては、必要に応じ協議の場を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　今回、新たな施設整備というのは、構成３市の市民にとっても大変重要な案件であるということになります。基本構想の中に、この構成３市の市民の意見ですとか、また議会の意見っていうのはどのように反映をされていくのでしょうか。伺います。

○議長（山下幹雄）　事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　組合議員の皆様には、全員協議会などを通じて状況などの報告をさせていただいて、ご意見をお伺いできればと考えております。住民の皆様には、パブリックコメントなどによりご意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりましたが、再々質疑はありますか。

（８番浅井寿美「はい、お願いします」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　市民の方にはパブリックコメントということなんですけれども、パ

ブリックコメントというのは大体計画がほぼ出来上がったという状況でやられるのが一般的なものであります。計画策定の過程の段階の反映というのは非常に私は大事だと思ってるんですけれども、例えば市民参加型の協議会とか、そういったものの組織は考えておられるでしょうか。

○議長（山下幹雄）　事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　特定の参加者で構成する協議体からご意見をいただくという形式ではなく、広く住民の方からご意見を募ることができる仕組み、したがいまして、繰り返しになりますけども、パブリックコメントなどによる意見聴取を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

次の項に移ってください。

○８番（浅井寿美）　では、４番です。

基本構想では、処理の現状と課題の分析、ごみ量、ごみ質の推計なども行われると思いますけれども、コロナ禍を経験し、生活様式の変容など、今後を見通すに当たって、不確定要素が多いと考えます。基本構想の策定にこのようなことが影響はないのか伺いたいと思います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　新しい生活様式の定着は、少なからず今後のごみ量、ごみ質にも影響があると考えております。そのため、コロナ禍前の状況のみならず、できる限り最新のトレンド情報などを収集、推計するとともに、構成３市における今後の廃棄物施策によるごみ量、ごみ質などを踏まえた上で見通しを立ててまいりたいと考えております。

また、今後の状況が大きく変化するようなことがあれば、基本計画策定時に改めて見直しを実施することも検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（８番浅井寿美「はい、あります」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　今のご答弁の中にもトレンド情報というのがありましたけれども、プラスチック製品の今後一括回収というのも今年の４月１日から法整備されておりますので、そこはトレンドだなあと思うんですけれど、恐らく構成３市とも、この方向性というのはまだこれからのことかなというふうに思いますが、この基本構想がまとまる２年のうちにこういったものがまとまってくるのかどうか、どのようなご判断でしょうか。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　各構成市のそういった方向性がまとまってくるということは現段階においては想定できておりませんけれども、構想策定に当たっては、各構成市の清掃担当部局との連絡を密にして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁は終わりました。

再々質疑ありますか。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　不確定要素というふうに先ほど私も言いましたけれども、今日の中日新聞にも載っておりました。瀬戸市は来年度から容器包装プラスチックの分別が始まります。その他も剪定枝の分別ですとか、資源化に力を入れていくというところになっております。さらに、来年の秋には有料化というところも同時に決定をしております。

こうなると、ごみ量、ごみ質の推計というものは、それぞれ新しく始まったばかりの状況の中の２年間ですので、有料化については始まってすぐぐらいで、まだどうなるのか、これはっていうような状況の中での推計になりますが、非常に難しいと思うんですけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　おっしゃるように、様々な状況変化が起こることを想定する必要があって難しい推計になると思いますけども、実際に容器包装プラスチックの分別

回収やごみ有料化などを実施している他の自治体の状況、事例などを参考に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

次の項に移ってください。

○８番（浅井寿美）　では、５番目です。

今回委託をするコンサルタント事業者の選定なんですけれども、これはどのように行うのか伺います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基本構想策定業務は専門的な技術が要求される業務であるため、提出された企画提案などに基づいて選考する方法により業者を選定することで優れた成果が期待できることから、公募型プロポーザル方式により契約の優先候補者を選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（８番浅井寿美「はい、１つお願いします」の声あり）

浅井寿美議員。

○８番（浅井寿美）　公募型プロポーザル方式だということなんですけれども、優先候補者を選定していくときの基準ですとか、その経過などについては、議会のほうにはご報告があるのでしょうか。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　全員協議会などでご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（８番浅井寿美「いえ、いいです」の声あり）

では、次の項に進んでください。

○８番（浅井寿美）　６番です。

今回の基本構想策定のコンサルタント業務で、民間活力導入などの発注方式の検討もされるのか伺います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基本構想策定業務では、事業方式ごとの特徴や近年の動向などの情報収集、整理、取りまとめを行います。今後、基本計画策定などを踏まえて、こちらもごみ処理施設整備事業スケジュールにてお示しさせていただいておりますが、令和９年度をめどにＰＦＩ等導入可能性調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりましたが、再質疑はありますか。

（８番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

それでは、次の項に移っていただきますが、大項目ですね。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

お願いします。

○８番（浅井寿美）　では、２番目の項目で、これも同じ29ページの上段の説明の欄では３番になります。

廃棄物処理施設整備基金積立金について。

１番、基金の目標と組立てのスケジュールについて伺います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　廃棄物処理施設整備基金を活用して行う次期ごみ処理施設整備の内容、詳細につきましては、今後の基本構想、基本計画策定の中で詰めていくことになります。一方、事業運営方式など、資金計画に大きく影響する要素もございます。

いずれにしましても、次期ごみ処理施設の整備、運営に当たり、構成市の負担金が一時的に大きく増加することのないよう、また世代間の負担の均衡も考え、適切な積立てを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑はありますか。

（８番浅井寿美「ありません」の声あり）

ないようでしたら、次の項に移ってください。

○８番（浅井寿美）　２番です。

令和３年度は、先ほどの補正にもありました、運用利息以外には基金の積み増しはなかったということなんですけれども、今回上程されています４億1,800万円が計上されていますけれども、これはどうしてでしょうか。伺います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　廃棄物処理施設整備基金への積立金は構成３市からの建設経費負担金を原資としておりますけども、令和３年度においては、同じく建設経費負担金を原資とする延命化工事における工事費、地区外搬出経費などの支出が多額であったため、積立金の計上を抑え、構成市の負担が過大とならないようにしたものでございます。

令和４年度は延命化工事関連の支出額の計上が大幅に減少するため、当初予算において４億1,800万円の積立金を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

続けてください。

○８番（浅井寿美）　基金の積立てがどうなっていくのかというのは構成市の負担にも大きく関わってくるものと思いますが、積立金っていうのは今後増えていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（山下幹雄）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　積立金につきましては、今後も一定の額の積立てを行ってまいりたいと考えておりますが、延命化工事に係る起債元金の償還が始まり、令和４年度の元金の返済額は1,443万6,000円でございますが、令和５年度は約１億円、令和６年

度には約３億5,000万円の元金に係る公債費を予算計上する見込みで、積立金以外にも構成市の負担が増す要素もございますので、年度間の負担の平準化にも考慮しつつ、適切な積立てを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下幹雄）　答弁は終わりました。

再々質疑ありますか。

（８番浅井寿美「いえ、ありません」の声あり）

ありませんか。

（８番浅井寿美「はい」の声あり）

じゃあ、一応質疑のほうはこれで終了でよろしいですか。

（８番浅井寿美「はい、質疑は終了いたします。１つ、最後に意見だけよろしいでしょうか」の声あり）

追加の質疑ですか。

（８番浅井寿美「違います、違います。一言、最後」の声あり）

発言を許します。

○８番（浅井寿美）　ありがとうございます。

今日の最初の質疑の基本構想の部分、積立金なども関わってくると思いますけれども、今後のプラスチックの資源回収などが非常に大きなポイント、どんな処理施設にするのか、規模をどうするのかというのが非常に関わってくるかと思います。

一括回収の部分が今後の交付金の要件になっていくであろうと、環境省はそういうふうな答弁を国会の中でもしておりますので、これは３市共通の課題であるということで、そのあたりをどのようにされていくのかっていうのは早急に進めていただきたいというふうに思います。

以上で発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（山下幹雄）　お疲れさまです。

以上で浅井寿美議員の質疑を終了いたします。

通告がありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、討

論を終了いたします。

これより採決に入ります。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄）　令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算を採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄）　ありがとうございました。挙手全員であります。よって、第２号議案令和４年度尾張東部衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、その発言を許します。

管理者。

○管理者（伊藤保徳）　議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、議決を賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、ただいまの質疑のほうにもありましたけれども、焼却施設の延命化工事でございますけれども、本体に係る工事は完了し、あとは緑地の復旧をはじめとした附帯工事を残すのみとなった状況にございます。構成市はもとより、議員各位のこれまでのご協力に心から感謝を申し上げます。

本工事により与えられた今後の延命期間においても安定的なごみ処理を継続していくためには、市民の方々のごみの減量や分別に対するご理解、ご協力が不可欠でございます。こうした観点からも、議員各位には今後とも格別のご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

各位におかれましても、何かとご多忙の時期と存じますけれども、何とぞご自愛いただきますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。どうも大変ありがとうございました。

○議長（山下幹雄）　ありがとうございました。

これにて令和４年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前10時47分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員